

個人防護具の県備蓄調達及び流通在庫備蓄保管管理業務 公募型プロポーザル募集要綱

1 趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、個人防護具が備蓄対象として明記され、都道府県は医療機関等への配布を目的に初動1か月分の備蓄をすることとされた。そのため、国の物資確保に関するガイドラインに基づき、県が備蓄する個人防護具（以下、物資という。）を、必要時に円滑に払い出しできるように適切な保管・管理を実施することを目的とする。

物資の保管・管理については、事業者が日常行う医療機関等との取引を活用して、物資の使用期限が切れないよう新陳代謝させる「流通在庫備蓄」の手法により行う。これらのことを踏まえ、個人防護具の県備蓄調達及び流通在庫備蓄保管管理業務（以下、「業務」という。）を実施する者を選定するためのプロポーザルを実施する。

2 委託業務の名称

個人防護具（PPE）調達及び流通在庫備蓄保管管理業務

3 業務内容

別添「個人防護具（PPE）調達及び流通在庫備蓄保管管理業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）

5 予定価格（委託料上限額）

¥34,612,050円以内（消費税及び地方消費税を含む）

6 参加資格の要件

プロポーザルに応募することができる者は、業務の実施に必要な能力を有する者で、次の全ての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 法人その他の団体（個人を除く）で、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 業務の実施にあたり、兵庫県との打合せ等に適切かつ迅速に対応することができること。
- (3) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（6（3）に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、国及び県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 国及び県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団員の統制の下にある者

7 説明会の開催

プロポーザル説明会は開催しません

8 プロポーザルに係る手続

(1) 募集要綱の配布及び応募図書の提出

令和8年10月8日（木）から令和8年10月27日（火）までの間（土曜日、日曜日祝日を除く。）の各日午前9時から午後5時（必着）まで

ア 配布方法

兵庫県ホームページに掲載

イ 提出方法

応募図書は、原則として、事務局に持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便とし、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、令和8年10月27日（火）午後5時（必着）までに事務局に到着するように提出すること。

(2) 募集要綱の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和8年10月8日（木）から 令和8年10月15日（木）までの間（土曜日及び日曜日祝日を除く。）の各日午前9時から午後5時

イ 提出方法

持参、電子メールにより事務局に提出すること。

ウ 質問に対する回答

令和8年10月20日（火）までに、質問者に回答する。

(3) 書類の作成及び提出

この募集要綱のほか、仕様書等の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）各1部（ただし、イ～オについては6部）を事務局へ指定された期日までに提出すること。

ア 応募申請書（様式1）

イ 提案者概要兼企画提案書（様式2）

なお、企画提案として、次の項目について記載すること

①業務遂行にあたっての基本的な考え方

②流通在庫備蓄の具体的手法

※日常の取引量等を踏まえ、県の最終的な備蓄数量を流通在庫備蓄の手法で管理が可能という根拠を示すこと

③保管場所及び保管条件

④保管中の在庫管理、出入庫、日付管理方法

⑤感染症発生時の出荷体制

⑥その他、委託業務に当たっての提案や独自性

⑦業務実施体制（責任者、担当者の配置）

⑧類似業務の実績及び概要

ウ 経費積算見積書（様式3）

※仕様書に掲げる業務について、着手から契約終了までの全てに要する経費とその内訳を明記すること。見積額は委託料上限額の範囲内とし、調達と保管管理に分けて記載すること。また、消費税および地方消費税を明記すること

エ その他提案内容を説明する参考書類（様式任意）

①調達物資の製品仕様のわかる物（カタログ等）、及び性能レベルに関する試験結果等

の写し

②審査会当日に調達予定の物資のサンプルを持参すること

オ 会社概要等提案者の概要を説明する書類

カ 納税証明書（2 種類：提出の日において発行から 3 か月以内のもの。副本には写しを添付）

①消費税又は地方消費税に滞納のない証明

国税所管：税務署（納税証明書「その 3 の 2」もしくは「その 3 の 3」）

②兵庫県税に滞納のない証明

地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」）

＊兵庫県税について、課税実績がない場合は誓約書（様式 4）

（4）費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

（5）応募図書の取扱い

応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

（6）提出期限・提出方法

・提出期限：令和 8 年 10 月 27 日（火）17 時必着

・提出方法：持参又は簡易書留郵便

兵庫県保健医療部疾病対策課感染症対策推進班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号（1 号館 2 階）

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、平日 9 時から 17 時までとする

※郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受け付ける

※期限に遅れた場合は、いかなる場合も無効とする

9 審査

（1）審査の方法

審査委員会を設置し、以下の項目について応募図書とプレゼンテーションの内容をもとに審査の上、業務を実施する者を選定する。

ア 提案目的、内容

①提案内容が事業目的と合致しているか

②流通在庫備蓄の管理手法の提案か

③工夫やアイデアが魅力的か

④迅速な配送に配慮した保管場所か

⑤独自提案等優れた提案がなされているか

イ 実施体制

⑥事業を遂行するための組織体制・能力を有しているか

ウ 実現可能性

⑦取引実績等に基づき、実施スケジュールが妥当か

エ 業務実績

⑧事業実施に必要なノウハウ（同種又は類似業務の実績）を有しているか

オ 価格妥当性

⑨経費節減を意識した見積金額か

（2）審査会（プレゼンテーション実施日）

日時 令和 8 年 11 月 5 日（木）午前

場所 兵庫県庁 1 号館 2 階会議室

※当日の時間・実施方法等については、応募者に改めて通知する

※当日プレゼンテーションに参加する者は、最大 5 名とする

(3) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

10 業務の内容等

- (1) 県は、業務を実施する者として選定されたもの（以下「選定業務者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (2) 選定業務者が契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該契約の全部又は一部を解除し、契約料の支払いを停止し、又は選定業務者に対して支払った契約料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (3) 提案書等を受理した後の内容の変更（加筆および修正）は認めない。
- (4) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。
- (6) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後 5 年間保存すること。
- (7) 選定業務者は、個人情報の保護に関連する法律及び個人情報の保護に関する条例等に従い、個人情報を適切に扱うこと。
- (8) 選定業務者は、当該契約により受託した業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示・公表・配布しないこと。

11 スケジュール（案）

プロポーザル公告	令和 8 年 10 月 8 日（木）
質問受付期限	令和 8 年 10 月 15 日（木）
質問回答日	令和 8 年 10 月 20 日（火）
参加申込書及び企画提案書提出期限	令和 8 年 10 月 27 日（火）
審査会実施日	令和 8 年 11 月 5 日（木）
審査結果通知	令和 8 年 11 月 11 日（水）以降

12 事務局

兵庫県保健医療部疾病対策課感染症対策推進班 担当：押場、芦尾
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号（1 号館 2 階）
電 話 078-362-3226（直通）
F A X 078-362-3933
電子メール wakuchin@pref.hyogo.lg.jp